

平成30年2月16日

相模原市発表資料

小児医療費助成制度の拡充及び新生児聴覚検査の費用助成の開始について

少子化が一層進行する中、子どもの健康の保持と子育てに伴う経済的負担の軽減による子育て環境の更なる充実を図ることが求められています。

こうした中、小児医療費助成制度における通院に係る医療費助成の対象年齢を拡大するとともに、新生児聴覚検査に必要な費用の助成を開始するため、関係する議案を平成30年3月定例会議に提出します。

1 小児医療費助成制度の拡充について（担当 地域医療課）

（1）概要

平成30年10月受診分から通院に係る医療費助成の対象年齢を、これまでの「小学校6年生まで」から「中学校3年生まで」に拡大します。

また、本事業を安定的かつ恒久的に実施し、持続可能な制度とするため、拡大により新たに対象となる中学生等に対しては、医療費の自己負担額のうち、1回当たり500円を超える額を助成することとします。

ただし、薬局における調剤及び保護者等に市民税が課されていない場合は、医療費の自己負担額の全額を助成します。

（2）受給者数・助成額の見込み（扶助費）

平成30年度の見込み		うち拡充分	
人数	助成額	人数	助成額
75,300人	21億9,100万円	13,500人	8,300万円(*)

* 拡充分欄の助成額は、平成30年10月以降の助成額を計上

参考：現在の小児医療費助成制度の内容

対象年齢 通院：0歳～小学校6年生 入院：0歳～中学校3年生

所得制限 あり（ただし、0歳は所得制限なし）

所得制限の額は児童手当に準じ、前年（対象者の誕生月が1月から6月までの場合は、前々年）の所得により判定

助成範囲 医療費の自己負担額の全額

（3）今後のスケジュール

- 平成30年 2月 市議会3月定例会議に相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例及び関連予算案を提出
- 4月 市民周知（医療機関等における掲示等）
医療機関等への説明・周知
- 6月 市民周知（広報さがみはら、勸奨通知の発送）
- 9月 医療証の交付等
- 10月 年齢拡大等の実施（改正条例の施行）

2 新生児聴覚検査の費用助成の開始について（担当 こども家庭課）

（1）概要

新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うことにより、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、平成30年10月1日以降に出生した全ての新生児等を対象に、聴覚検査に必要な費用の一部を助成します。

（2）検査の種類と助成額

自動ABR...5,000円

（音に対する聴神経から脳幹への電気反応の有無を調べる検査）

OAE...2,200円

（刺激音に対する赤ちゃんの反応の有無を調べる検査）

（3）助成方法

市と契約を締結した市内及び近隣市の医療機関において検査を受診する場合は受診券にて、それ以外の国内医療機関において受診する場合は、償還払いにて助成を行います。

（4）今後のスケジュール

平成30年 2月 市議会3月定例会議に関連予算案を提出

4月 市民周知(窓口等における周知)、医療機関等への周知
受診券交付開始（妊娠届出時）

9月 市民周知(広報さがみはら)
受診券未交付者への発送

10月 新生児聴覚検査の助成開始

問合せ先

地域医療課

直通電話 042-769-9230

対応責任者 増田

こども家庭課

直通電話 042-769-8345

対応責任者 神藤